

一般社団法人全日本川柳協会

平成 26 年度第 1 回通常総会議事録

(平成 26 年度—2014—)

日 時 平成 26 年 6 月 29 日 (日)  
場 所 富山県富山市大手町 1-2  
富山国際会議場

# 平成 26 年度第 1 回通常総会議事録

一般社団法人全日本川柳協会

1、日 時 平成 26 年 6 月 29 日（日）10：00～10：40

2、場 所 富山県富山市大手町 1-2 富山国際会議場

## 3、出席者の確認

出席者数 88 名・委任状出席 199 名・合計 287 名

正会員現在数 371 名の内上記のとおり定足数 248 名に達しており、よって定款第 17 条により当総会の決議事項は有効で有る事を確認した。

## 4、議事

大野英雄理事長が議長となり挨拶ののち、次の事項を審議決定した。

議案第一号 平成 25 年度事業報告承認の件

① 事業に関する事項（本田事務局長説明）

② 会議に関する事項（本田事務局長説明）

議案書に基づきこれらを一同に諮ったところ、全員一致これを承認した。

議案第二号 平成 25 年度収支決算報告承認の件

事務局から平成 25 収支決算について説明があり、これについて一同に諮ったところ原案通り、異議なく全員一致これを承認した。

報告第一号 平成 25 年度監査報告の件

天根監事から収支計算書、貸借対照表、財産目録など帳簿・伝票と照合して監査した結果正しく記載、運用されていた、また、事業運営についても適切であると認められた旨の報告があった。

## 議案第三号 定款一部変更承認の件

定款について事務局から下記の変更をしたい旨の説明がなされ、全員一致これを承認した。

### 【変更前】

#### 第4章 総会

(開催)

第13条 定時総会として毎年度6月に開催するほか臨時総会として2月及び必要がある場合に開催する。

#### 第5章 役員

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### 【変更後】

#### 第4章 総会

(開催)

第13条 定時総会として毎年度6月に開催するほか臨時総会として必要がある場合に開催する。

(役員任期)

#### 第5章 役員

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

## 報告第二号 全国大会表彰の件

議長から議案書に基づき、表彰該当候補者について諮ったところ、全員一致でこれを承認した。

1. 前年度開催地青森大会実行委員会への感謝状
2. 10年以上大会連続出席者に対して表彰の件
  - ① 10回連続大会参加者 齊藤 哲夫・辻 敬子・辻 晩穂・松浦美恵子  
渡辺 松風・加藤 星花・鈴木さくら・田原せいけん  
渡辺 幸士
  - ② 15回大会連続参加者 荻原美和子・本田 智彦
3. マスコミ柳壇の指導を10年以上行った者  
酒井 路也・石川 三昌・平山 繁夫
4. 80歳以上の功労者顕彰 成田 孤舟・中沢久仁夫・會田規世児  
住田英比古・竹森 雀舎
5. 表彰規定第3条E  
(協会に10万円以上の寄附又はこれに相当する物品を寄贈した者)  
佐々木文子
6. 第7回川柳文学賞
  - ① 正賞 松田ていこ「水暦」
  - ② 準賞 やまでゑみ「畦の花と雨蛙」
  - ③ 奨励賞 倉間しおり「かぐや 川柳少女の十五の夜」

## その他

事務局より電子書籍による句集出版についての案内があった。出版の目的は

1. 従来よりより少ないコストで句集を出版できるようにして、広く川柳家に句集出版の門戸を開く。
  - ① 句集にしたい作品を選ぶ(標準300句)
  - ② 日川協に手続きを依頼
  - ③ 日川協にて入力手配、データ化
  - ④ 電子出版サイト:アマゾンへ登録、印刷本出力(標準20冊)
  - ⑤ 電子書籍としての出版手続き
  - ⑥ 必要に応じて印刷の追加というセットにて概算15~20万円を目安とする。
2. これにより多くの川柳家からの川柳文学賞への応募を期待する。  
という2点であることが説明され、サンプルとして事務局で作成した本田事務局長の「てげてげⅡ」が会場で披露された。  
関心のあるかたは事務局までお問い合わせください。

- ・ 楽生会・上野楽生氏より沖縄県の川柳普及について、全国の皆様のご支援をいただいた旨の発言があった。
- ・ 平成26年10月19日に行われる「国民文化祭あきた」の実行委員長・渡辺松風氏より大会PRがあった。
- ・ 山梨県・中沢久仁夫氏より、昨年行われた「国民文化祭やまなし」が盛会裏に終了した旨の謝辞があった。
- ・ 福岡県・梅崎流青氏より、第10回全国高校生川柳コンクールの募集(6月1日~9月20日)のPRおよび、平成16年に行われた「国民文化祭ふくおか」の謝辞があった。

## 5、議事録署名者選出

手島廣志、植野美津江の2氏を議事録署名者として選出した。

以上により本日の議事を終了し、議長から謝辞を述べたのち閉会を宣した。